

公益社団法人日本青年会議所

公益組織運営マニュアル

2025 年度 財政審査会議
2026 年度 財政審査会議 編

1. はじめに

日本 JC は公益社団法人であるため、事業の計画及び報告について、提出書類の作成及び内閣府への提出が必要となります。また、日本 JC は、本会及び各地区・ブロック協議会を合わせて一つの法人ですので、同一の組織として運営しなければなりません。

本マニュアルでは、本会及び各地区・ブロック協議会が公益目的事業を構築するにあたり、内閣府から発表されたガイドライン等を参考に必要なポイントをまとめてあります。我々の事業が制度上の公益性を満たすためにも、本マニュアルの趣旨をご理解いただき、円滑な組織運営にご協力をお願いいたします。

1. 1 公益社団法人とは

公益社団法人とは「公益目的事業比率が総支出の 50%以上」を満たしている団体のことです。つまり、内閣府より公益社団法人としてみなされるためには、予算及び決算において、公益目的事業費が管理費を含む総支出額の 50%以上を占めなければなりません。

公益目的事業比率が予算（及び決算）の段階で 50%以上の団体 = 公益社団法人

1. 2 事業の公益性＝定義 A（目的）×定義 B（手法）

公益社団法人が事業を開催する場合、その事業が公益目的事業であるかどうかを判断しなければなりません。公益目的事業として認定されるためには、定義 A（目的）及び定義 B（手法）の条件を満たすことが必要であり、定義 A(目的)もしくは定義 B(手法)だけでは公益目的事業に該当しませんのでご注意ください。

本マニュアルでは日本 JC の事業が公益性の「制度上の要件」を満たす方法及び、定義 A(目的)、定義 B(手法)それぞれについて解説しています。

公益目的事業について

「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

Aについて

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

公益法人認定法 別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

Bについて

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。
※事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを助案して委員会にて審議の上、判断することとなる。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査検定	検査
	○不特定多数の利益増進への寄与を明示？
	○検査検定の基準を公表？
	...

1. 3 定義 A(目的)

定義 A(目的)とは公益目的事業の「目的」である「何のために？」にあたります。公益認定法では、公益事業と認める事業目的を 23 項目にしぼり定めています。日本 JC では、公益認定を受ける際に下記の 9 つを日本 JC が行う事業として申請しています。

公益認定法別表の事業（定義A(目的)について）※日本JCが行う事業→太字	
1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業	
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業	
3. 障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業	
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業	
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業	
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業	
7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業	
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業	
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業	
10. 犯罪防止又は治安の維持を目的とする事業	
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業	
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止を目的とする事業	
13. 思想及び良心の自由、信仰の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業	
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業	
15. 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業	
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業	
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業	
18. 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業	
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業	
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進およびその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業	
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業	
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業	
23. 上記のほか、公益に関する事業として政令で定めるもの	

日本 JC が行う公益目的事業を定款記載の事業目的との関連でまとめると以下のとおりとなります。

内閣府へ公益認定申請した事業目的以外の目的で実施される事業は、制度上公益目的事業とは見なされません。

公益社団法人としての日本 JC にとって定義 A(目的)に該当する事業は、下記表のとおり公 1 から公 7 に分類されています。つまり公益目的事業を行う場合、その事業目的が公 1 から公 7 のいずれかに当てはまらなければなりません。

事業番号	該当事業	定款事業内容及び 認定申請している公益認定法別表の事業（A）の定義	事業例
公1	青少年育成 事業	次世代を担う子どもたちの心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育むことを目的とする 青少年事業 A7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 A9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業	(1) わんぱく相撲関連事業 (2) JCカップ少年少女サッカー (3) チャレンジユニバーシティ (4) 次世代育成関連事業 等
公2	人財育成 事業	国や地域を牽引する人財を育成することを目的とする ひとづくり事業 A9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 A19 地域社会の健全な発展を目的とする事業	(1) JCI JAPAN TOYP (2) 若年層の政治参画促進事業 (3) 人財育成関連事業 等
公3	環境啓蒙実践 事業	環境問題を調査研究し、国民に対し啓蒙・実践を行うことを目的とする 環境事業 A16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業	(1) SMILE BY WATER事業 (2) 環境意識啓蒙事業 等
公4	国政健全化 事業	国政・国防・国土問題等、多角的な視野より分析し、国民には問題を提議し、政府には問題解決方法を提案することより、日本国の発展に寄与することを目的とする 国づくり事業 A18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業	(1) 誇りある日本人確立事業 (2) 安全保障意識向上事業 (3) 領土領海意識醸成プログラム関連事業 (4) 公開討論会 等
公5	地域活性化 事業	地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与することを目的とする 地域発展事業 A19 地域社会の健全な発展を目的とする事業	(1) 京都会議本体事業 (2) サマーコンファレンス本体、ブース出展事業 (3) 全国大会本体、ブース出展事業 (4) 地区、ブロック大会関連事業 等
公6	国民生活支援 事業	経済問題の解決や国民生活の安全、安定化・活性化に努め、国民が安心して生活できるための調査研究提言等を行うことを目的とする 事業 A6 公衆衛生の向上を目的とする事業 A8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業 A11 事故又は災害の防止を目的とする事業	(1) 価値デザインコンテスト事業 (2) 経済活性化支援関連事業 (3) 災害対策支援関連事業 (4) 被災地支援関連事業 等
公7	国際交流推進 事業	世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人財を育成し、国際的に展開する事業を通し、日本国の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与することを目的とする 事業 A15 国際相互理解の促進及び発展途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業	(1) 国際アカデミー関連事業 (2) 世界会議関連事業 (3) ASPAC関連事業 (4) 国連大使育成事業 (5) 国際事業におけるブース出展事業 等
他1	会員対象研修 事業	会員の資質向上や各種大会でセミナーを開催し、会員の見聞を広め資質を向上することで事業を円滑に運営する能力を高める実務研修・教養講座を開催する 事業	(1) 卒業式 (2) 褒賞事業 (3) JCプログラム 等

1. 4 定義 B(手法)

定義 B(手法)とは公益目的事業の「手法」である「どのように？」にあたります。内閣府のガイドラインにおいて定義 B(手法)は、1. 検査検定、2. 資格付与、3. 講座、セミナー、育成、4. 体験活動等、5. 相談、助言、6. 調査、資料収集、7. 技術開発、研究開発、8. キャンペーン、〇〇月間、9. 展示会、〇〇ショー、10. 博物館等の展示、11. 施設の貸与、12. 資金貸付、債務保証等、13. 助成（応募型）、14. 表彰、コンクール、15. 競技会、16. 自主公演、17. 主催公演がありますが、日本 JC ではそのうち以下の 7 つの手法により事業を実施します。

	事業定義	事業名の例
3	講座、セミナー、育成	講座、講習、セミナー、シンポジウム、人財育成、研修会、学術集会、学術講演会 (事業例：〇〇フォーラム、〇〇セミナー・京都会議・サマコン・全国大会の本体議案と広報議案等)
4	体験活動等	イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会 (事業例：ロシアミッション事業、政治参画促進事業、大会におけるブース出展等)
6	調査、資料収集	調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析 (事業例：21世紀臨調との協働によるマニフェストフォーラムの研究と発信等)
8	キャンペーン、〇〇月間	キャンペーン、普及啓発、週刊、月間、キャラバン、政策提言、 (事業例：ベビーファースト運動等)
9	展示会、〇〇ショー	展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル、 (事業例：地域活性化からいちの本体議案、ブース出展等)
14	表彰、コンクール	表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会 (事業例：JCI JAPAN TOYP、価値デザインコンテスト等)
15	競技会	競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン (事業例：わんぱく相撲大会 JCカップ等)

2. 公益目的事業の立案と実施について

2. 1 公益目的事業の立案

日本 JC が公益社団法人であり続けるためには、公益目的事業費の比率が総支出の事業の 50%以上、計画・実施される必要があります。

公益目的事業を立案する際、下記の要件が必要になります。

・事業予算が組まれていること

→年間の総支出の 50%以上を公益目的事業に支出されなければならないため。※予算のない事業は公益目的事業比率に影響しない。

・対外対象者が設定されていること

→公益目的事業は不特定多数の増益に寄与する必要があるため。※事業の対象者が対内だけである場合、対外であっても参加要件等で狭く特定される場合は公益目的事業とはならない。

・日本 JC が申請している 9 つの定義 A(目的)及び、7 つの定義 B(手法)により事業構築されていること

2. 2 事業の公益性のチェック

実施する事業の目的及び手法が公益認定制度で求められる公益性要件を満たされていなければなりません。

実施する事業が公益性要件を満たしているのかを、事業計画時、修正・補正時、決算報告時の各段階で、公益目的事業審査シートを用いてチェックを実施します。

3. 公益審査会及び公益目的事業審査シートについて

本会で行う公益目的事業については、公益目的事業のチェックポイントをクリアしているかを事前に確認させていただくため、事業計画・事業報告等の議案を上程する際は、協議時に事前協議、審議時に公益審査を受けていただきます。

なお、修正計画や補正予算を組むときにも公益審査が必要となりますのでご注意ください。

各協議会においても、公益性を有する事業を実施するために、同様のチェックを各協議会で実施してください。

3. 1 事業実施の手法の選択

日本JCでは9つの申請目的を基にした7つの目的分類と、7つの手法により公益目的事業を実施します。

定義A(目的)(※1.3 定義A(目的)参照)が設定された事業に対し、定義B(手法)(※1.4 定義B(手法)参照)として申請されている7つの手法の内のいずれかを選択します。

定義B(手法)には、それぞれ内閣府が公表している「ガイドライン」により、「公益目的事業」として認められるために満たすべき「要件(チェックポイント)」が定められています。その内容はそれぞれ手法ごとに定められていますので、計画されている事業がその「要件(チェックポイント)」をクリアしているかどうかをご確認ください。

3. 2 「公益目的事業審査シート」の作成と公益性のセルフチェック

「公益目的事業審査シート」(チェックリスト)は、定義B(手法)の種類ごとにあり、それぞれの手法により、公益性を満たすための注意点が異なりますので、計画されている事業の手法に合った「公益目的事業審査シート」を選択してください。

3. 3 「公益目的事業審査シート」作成上の留意点

【定義Bの3】「講座、セミナー、育成」

「講座、セミナー、育成」は受講者を募り、専門的知識・技能等の普及や人財育成を行うことを目的とした事業のことです。社会的な課題への対処、文化、芸術等の振興を目的とした専門的知識・技能の講座等があげられ、フォーラム等もこれに該当します。専門的知識・技能等の普及や人財の育成を行うことを趣旨とする必要があるため、その事業内容につき一定の質が確保されているか等に注目することが必要です。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	講座等の目的・意義等を「広報」し、「公開」する必要があります。「広報」の方法は、ポスター、チラシ、ラジオ、HP等が考えられます。
当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。	合理的な参加の要件を定めること(小学生対象、中学生以上対象等)はできます。単に一般の人が受講できるだけではなく、その受講機会があることを適当な方法で「広報」する必要があります。
当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。	アンケートやテスト等により、その講座等の効果を検証する必要があります。事業の企画、またその検証に関して専門家の適切な関与が必要です。なお、「専門家」は、内部の者でも外部の方でも構いませんが、「どのような専門性を持つのか」「どの分野に関わるのか」を明確にしてください。
講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	講師の他の講演の際の報酬を比較することや、内部規約等によって報酬が過大でないことを客観的に示す必要があります。

【定義Bの4】「体験活動等」

「体験活動等」は公益目的としてのテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業のことで、公益目的として設定されたテーマについて、体験を通じた体験・啓発を趣旨とする必要があるため、本来の公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか等に着目する必要があります。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	体験活動等の目的・意義等を「広報」し、「公開」する必要があります。「広報」の方法は、ポスター、チラシ、ラジオ、HP等が考えられます。
公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。	テーマと異なる販売会や特定企業等のPR等になっていないように注意する必要があります。
体験活動に専門家が適切に関与しているか。	体験活動等に専門家が関与し、質を確保することが求められます。なお、「専門家」は、内部の者でも外部の方でも構いませんが、「どのような専門性を持つのか」「どの分野に関わるのか」を明確にしてください。

【定義Bの6】「調査、資料収集」

「調査、資料収集」は、あるテーマを定めて、意識や実態等について調査、資料収集及び当該調査結果その他必要な情報を基に分析を行い、その結果が社会に活用されることを目的とした事業のことで、原則として、その結果が社会に活用されることを趣旨とする必要があるため、その結果の取扱いに着目する必要があります。調査のみで分析・検証を伴わないことはあり得ません。また、恣意的な調査や不適当な質問、自らの意見に誘導的な質問等による調査も不適当であり認められません。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	調査・資料収集の目的・意義等を「広報」し、「公開」する必要があります。「広報」の方法は、ポスター、チラシ、ラジオ、HP等が考えられます。
当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。	個人情報保護、機密性その他委託元のやむを得ない理由で公表できない場合、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する必要があります。受託調査や個人情報等を含む場合以外では、調査結果や資料収集の方法を広く公開することが求められます。また、活動の意義や検証方法、内容等に関して外部からの問い合わせがあった場合の対処法等をあらかじめ決めておく必要があります。
当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。	調査・資料収集等に専門家が関与し、質を確保することが求められます。なお、「専門家」は、内部の者でも外部の方でも構いませんが、「どのような専門性を持つのか」「どの分野に関わるのか」を明確にしてください。
当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせることはないか。	調査や分析を丸投げすることは許されません。

【定義Bの8】「キャンペーン、〇〇月間」

「キャンペーン、〇〇月間」は、各種広報媒体等を活用し、一定期間に集中して、公益目的として設定されたテーマについて対外的な啓発活動を行う事業のことで、また、キャンペーンの一環として特定の機関等に対する要望・提案を行う場合があります。公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨とする必要があるため、その趣旨から逸れて販売促進や共同宣伝を行うことが主眼となっていないか、キャンペーンの一環として要望・提案を行う場合にメリットが特定または少数の者に限定されるような内容となっていないかに着目する必要があります。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	キャンペーンの目的・意義等を「広報」し、「公開」する必要があります。「広報」の方法は、ポスター、チラシ、ラジオ、HP等が考えられます。例えば特産物紹介ブースの場合、全国各地の特産物(名産品や産業・施設でも可)を発信するため、その紹介を行ってください。
公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)	例えば特産物紹介ブースの場合、参加対象をJCメンバー以外からも募集し、「地域の名産・名勝」の紹介を主目的にしてください。
(要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。	キャンペーンの手段として特定の機関等に対する要望・提案を行う場合、その内容をHPで公開してください。

【定義Bの9】「展示会、〇〇ショー」

「展示会、〇〇ショー」は、展示という手段により、公益目的として設定されたテーマについて対外的な啓発・普及活動を行う事業(文化及び芸術の振興に係る事業を除く。)のことで、比較的短期間の展示会、博覧会、ショー、フェア等として、多くの場合、主催者が会場を借り上げ、ブースを出展者に貸し出す形式で開催されます。公益目的として設定されたテーマについて啓発・普及を行うことを趣旨とする必要があるため、その趣旨から逸れて、販売促進や共同宣伝を行うことが主眼となっていないか、また、出展者を選定するに当たって公正性が確保されているかに着目する必要があります。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	例えば全国大会ブース出展(仮称：全国うまいもの交流会)の場合、日本各地の名産品や新たな商品の紹介を全国の業者が一堂に会する場所で行うことによって、新たなビジネスチャンスをお互いに生むことを目的とすることをパンフレットやポスター、HP、募集要項で明らかにしてください。
公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) (注)／入場者を特定の利害関係者に限っていないか (注)公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。	例えば全国大会ブース出展(仮称：全国うまいもの交流会)の場合、出展者を全国の会員会議所(地域において活動する青年会議所)を通じて広く募集し、日本各地の名産品や新たな商品を出展してもらってください。また、入場料を負担した方も入場可能として、より多くのビジネスチャンスが生まれるように事業を実施してください。
(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表する等、公正に選定しているか。(例：出展料に不当な差別がないか)	例えば全国大会ブース出展(仮称：全国うまいもの交流会)の場合、出展者を先着順とし、一律の出展料とする方法等によって選定することをHP等で明らかにしてください。

【定義Bの14】「表彰、コンクール」

「表彰、コンクール」は、作品・人物等表彰の候補を募集し、適切な選考を経て、優れた作品・人物等を表彰する事業のことです。なお、内部の者に対する表彰（JC アワード等）は対象から除かれます。適切な選考を通じて、優れた作品・人物等を顕彰することを趣旨とする必要があるため、選考の質や公正性が確保されているかに着目する必要があります。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	表彰、コンクールの目的・意義等を「広報」し、「公開」する必要があります。「広報」の方法は、ポスター、チラシ、ラジオ、HP等が考えられます。
選考が公正に行われることになっているか。	選考に関して利害関係者を排除したり、選考委員に外部専門家を加えたりして公正な選考が行われていることを客観的に示してください。
選考に当たって専門家が適切に関与しているか。	表彰、コンクールに専門家の関与及び質を確保することが求められます。なお、「専門家」は、内部の者でも外部の方でも構いませんが、「どのような専門性を持つのか」「どの分野に関わるのか」を明確にしてください。
表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。	受賞者の氏名の公表（ペンネーム等も可）や作品、受賞理由を公表してください。
表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く）を求めているか。	受賞者とその他の者の参加費に差をつける等の取り扱いはできません。

【定義Bの15】「競技会」

「競技会」はスポーツ等の競技者を募集し競技会を開催し、競技者に対して技能向上の機会を提供するとともに、当該競技の普及を図ることによって、スポーツ等の振興を目的とした事業のことです。競技者に対して技能の向上の機会を提供するとともに、当該競技の普及を図ることによってスポーツ等を振興することを趣旨とする必要があるため、競技会の質を維持・向上するような工夫がなされているかに着目する必要があります。公益目的事業のチェックポイントは以下のとおりです。

チェックポイント	解説
当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	競技会の目的・意義等を「広報」し、「公開」している必要があります。「広報」の方法は、ポスター、チラシ、ラジオ、HP等が考えられます。
公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。	内部的な親睦会のように公益目的にふさわしくない競技会となっていないかを検証してください。
出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	作為的な判定が行われたり、特定の参加者の排除等が恣意的に行われたりしないように、出場者の選定等の客観的なルールを公表し、公正に運営することが求められます。

3. 4 公益審査会フロー

公益審査を受けるにあたり、「公益目的事業審査シート」に必要事項を記入の上、「議案書」の公益確認番号の欄にリンク貼付した状態で提出してください。※事前協議の初回上程日が提出期限になります。

＜事業計画時＞

・公益審査会事前協議(協議クール)

審査会のある週の月曜日正午までに議案上程。

1. 議案本体の「公益性の有無」を確認。

有の場合



公益目的事業審査シートを確認

- ・公益目的事業審査シートが作成されているか。
- ・KOUKEIフォルダが作成されており、その中にシートが入っているか。



無の場合



事業内容を確認し、本当に公益性が無いか、公益性を持たせない理由等を聞き取り後、審査終了。

2. 公益目的事業審査シートの中身を精査

- ・不要なシートを削除しているか。
※1つの議案につきシートは1種類のみ。手法が複合する事業だからと言って（講演会とセミナーと人財育成等）シートが複数になったり、公益区分が2つになるわけではない。
 - ・各項目の記載内容は議案本体と合っているか。
 - ・公益区分(定義Aの事業番号)が議案内容と合っているか。
 - ・シートの種類(定義B(手法))と議案内容が合っているか。
 - ・公益性に伴う議案への記載や資料の作成は十分か。
 - ・記載漏れや不必要な記載はないか。
- ※以下の場合、議長に報告する
- ・当初の計画から変更があったもの（公1→公2、公益性有→公益性無等）
 - ・当初の計画になかった事業



3. 事前協議による指摘

指摘無



上記項目をクリアしていれば協議終了。

指摘有



クリアしていなければ、シートの修正やそれに伴う議案本体や事業内容の修正を指示。
木曜日の正午までに修正し再度上程。

・公益審査会事前協議(審議クール)

審査会議の5日前までに議案上程。

1. 議案本体の「公益性の有無」を確認。

有の場合



公益目的事業審査シートの中身を精査

- ・協議の指摘をクリアしているか
 - ・協議からの変更点の有無を確認
 - ・議案本文との整合性が取れているか
- ※協議から変更がある場合

- ・各シート(定義B)のチェックリスト(統一基本運営マニュアル参照)の項目をクリアしているか確認する。



無の場合



事業内容を確認し、本当に公益性が無いか、公益性を持たせない理由等を聞き取り後、審査終了。

2. 事前協議による指摘

指摘無



上記項目をクリアしていれば協議終了。

指摘有



クリアしていなければ、シートの修正やそれに伴う議案本体や事業内容の修正を指示。
審査会議の2日前までに、修正し再度上程。

・公益審査会(審議クール)

- ・公益目的事業審査シートの中身を精査
- ・事前協議の指摘に対し修正がされているか確認
- ・議案本体と公益目的事業審査シートの記載内容が合っているか

以上を確認し、審議可決後、議長が公益目的事業審査シートに公益番号を記載し、記名押印する。

公益確認番号の記載方法

- ・公益確認番号は、計画・修正・補正・報告時それぞれで発行する。
- ※議案本文へのリンクの貼り忘れに注意。追記した公益確認番号にハイパーリンクを貼ること。

例) 議案ファイル番号 503-01K-0124S の場合

503-01K-0124S-K1-3

議案ファイル番号

※審議時の番号を使うため最後のアルファベットはSであることに注意する。

K(公益)は固定。

数字は定義 A の番号を付ける。

数字は定義 B の番号を付ける。

《事業報告時》

・公益審査会事前協議(審議クール)

審査会議の5日前までに議案上程。

1. 議案本体の「公益性の有無」を確認。

有の場合

無の場合



公益目的事業審査シートの確認
・ KOUEKIフォルダの中に公益目的事業審査シートが入っているか。
・ シートが事業計画時のものと同じか

審査終了。

2. 議案本文の確認



- ・ 公益確認番号が記載されているか
- ・ 公益確認番号に公益事業審査シートがリンク貼付されているか
- ・ 事業計画時と変更はないか。ある場合は、その理由が議案に反映されているか。
- ・ 公益性に関する検証（各シート(定義B)のチェックリスト参照）は十分か。

指摘無

指摘有



上記項目をクリアしていれば審査終了。

クリアしていなければ、シートの修正やそれに伴う議案本体や事業内容の修正を指示。
審査会議の2日前までに、修正し再上程。

・公益審査会(審議クール)

審査会議の5日前までに議案上程。

1. 議案本体の「公益性の有無」を確認。

有の場合

無の場合



公益目的事業審査シートの確認
・ KOUEKIフォルダの中に公益目的事業審査シートが入っているか。
・ シートが事業計画時のものと同じか

審査終了。



2. 議案本文の確認

- ・ 公益確認番号が記載されているか
- ・ 公益確認番号に公益事業審査シートがリンク貼付されているか
- ・ 事業計画時と変更はないか。ある場合は、その理由が議案に反映されているか。
- ・ 公益性に関する検証（各シート(定義B)のチェックリスト参照）は十分か。

指摘無

指摘有



上記項目をクリアしていれば審査終了。

クリアしていなければ、シートの修正やそれに伴う議案本体や事業内容の修正を指示。
審査会議の2日前までに、修正し再度上程。

4. 公益組織運営においてよくある質問

4. 1 代表的事業の取り扱い

(1) 京都会議本体事業

日本 JC メンバーが一堂に会し、当該年度の活動のスタートを切る場であると同時に、日本 JC の運動を内外に発信する重要な位置付けとなる事業です。内閣府申請事業目的 7 つ(※1. 3 定義 A(目的)参照)の中の地域活性化事業(公 5)として申請しています。定義 B(手法)の中では「講座、セミナー、育成」のシートを使用してください。

(2) サマーコンファレンス本体事業

各種会議・フォーラム・セミナー等の複合イベントです。こちらも日本 JC の運動を内外に発信するとともに地域の活性化を目的としており、内閣府申請事業目的 7 つ(※1. 3 定義 A(目的)参照)の中の地域活性化事業(公 5)として申請しています。定義 B(手法)の中では「講座、セミナー、育成」のシートを使用してください。

(3) 全国大会本体事業

京都会議やサマコン同様、内閣府申請事業目的 7 つ(※1. 3 定義 A(目的)参照)の中の地域活性化事業(公 5)として申請しています。しかし、「卒業式」は会員のみ対象の事業であり「その他事業」となります。定義 B(手法)の中では「講座、セミナー、育成」のシートを使用してください。

(4) 国際交流推進事業

国際アカデミー事業、東アジア関係構築事業等、日本 JC で行う国際交流推進事業は、世界平和の実現や世界経済の発展に向けた国際的なリーダー育成と民間レベルの国際交流を目的としており、内閣府申請事業目的 7 つ(※1. 3 定義 A(目的)参照)の中の国際交流推進事業(公 7)として申請してあります。

(5) セミナーやフォーラムで運動発信する事業

セミナーやフォーラムで運動発信する事業においては、どのような目的で行うかを確認して定義 A(目的)を選択し、定義 B(手法)では「講座、セミナー、育成」を選択すれば公益目的事業となります。

4. 2 公益とは

(1) そもそも公益目的事業とその他事業の分け方は？

→公益目的事業は、定款で事業として定めた範囲内で、かつ内閣府へ公益認定申請している事業となります。定款に記載されていない事業及び内閣府へ公益認定申請していない事業は、仮に一般的な公益目的事業として成り立っていても、その他事業として扱われ、公益目的事業比率にはカウントされないこととなりますので注意が必要です。

(2) 何が公益事業で何がその他事業かわからない。

→本マニュアル 1. 2 に定義が記載されていますのでご参照ください。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって(定義 A(目的))、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの(定義 B(手法))をいい、定義 A(目的)と定義 B(手法)の両方を満たす必要があります。なお、定義 A(目的)については 1. 3、定義 B(手法)については 1. 4 に記載されているものとなります。

4. 3 計画について

(1) 公益目的事業しかできないのか？

→公益社団法人だからといって公益目的事業しかできないということはありません。予算及び決算の段階で公益目的事業比率が50%を超えれば、公益目的事業以外の事業を行っても全く問題ありません。

(2) 計画していない事業は行うことができないのか？

→事前に担当常任理事にご連絡いただき、その上で財政審査会議へご相談ください。もし、突発的な事業を行った場合は、必ずその事業報告書を作成し、なぜ事前に計画できなかったのか記録を残すようにしてください。

(3) 当初は予定していなかった事業（例えば選挙における公開討論会）の予算はどうなるか？

→JCが行う公開討論会は、原則として公益目的事業とすることができると考えます。その事業年度に選挙等が行われると予想されるのであれば、予算計上しておいても構いません。

(4) 事業が変わるとどうなるか？

→変更した結果と理由について、「公益報告シート」に記載して報告してください。

→多額の支出を伴う事業の変更は公益目的事業比率に影響する可能性があり、また、内閣府への申請と異なる内容への変更は、変更認定を受ける必要が生じますので、事前に財政審査会議へご相談ください。

(ケース1) 公益目的事業の目的(A)を変更する場合 (例: 公1から公2へ目的自体を変更する場合)

(ケース2) 公益目的事業をその他事業に変更する場合 (例: 公1から他1へ目的自体を変更する場合)

(ケース3) 公益目的事業を実施しない場合

(5) 計画書の予算と決算が大きく変わった場合、どうなるのか？

→公益目的事業費が大幅に下がると、公益目的事業比率、用途不特定財産規制、収支相償にかかる可能性がありますので、極力当初の予算どおりの執行を目指してください。

→その他事業の事業費が予算を下回る場合は、公益目的事業比率を押し上げる要因になりますので構いません。ただし、その他の事業の事業費が予算を上回る場合は、公益目的事業比率を押し下げる要因になりますので、そのような事態は避けてください。

4. 4 公益性について

(1) 研修事業を公益事業にするにはどうしたらよいか？

→その研修事業の目的が定義A(目的)の要件を満たし、広報等を行うことで一般の方も参加できるようにし、内閣府が定めるチェックポイントに沿っていれば公益目的事業と認められます。

(2) 公益目的事業の実施にあたり、注意することはあるか？

→公益目的事業にはそれぞれチェックポイントが用意されています。チェックポイントを満たすことにより公益目的事業と認められやすくなりますので、チェックポイントを確認しながら事業を実施するようにしてください。

(3) オンラインでの開催の場合でも公益事業とすることは可能か？また、注意点はありますか？

→ZOOMやYOUTUBEでの講演やセミナーのオンライン開催においても、内閣府が定めるチェックポイントに沿っていれば公益目的事業として認められます。注意点としては、参加者が限定されるような要件が設定されている場合は、公益性が認められなくなる場合があります。※次世代育成関連での学生に限定する等の場合の限定は可。

4. 5 広く一般に開かれているかについて

(1) 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」とは？

→公益目的事業は「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」することを目的としています。例えば事業計画において対外事業目的が無い場合や参加対象者が JC メンバーのみである場合等は公益目的事業とは判断されない可能性があります。また、対外事業目的や外部参加者がある場合においても、「不特定の少数の者」または「特定の多数の者」と判断できる時(理由無く特定の団体にしか事業を案内しない等)は、公益目的事業とは判断されない可能性があります。つまり受益の機会が不特定かつ多数に開かれている必要があります。例えば事業計画書に不特定多数を対象にした広報宣伝活動があり、予算書等に広報費としてチラシの作成等があり、かつ効果的に利用されていれば、不特定かつ多数に受益の機会が開かれていると判断されます。

(2) 「機会が、一般に開かれているか」というのは？

→内部的に行われるものを除く趣旨です。例えば受益の機会が JC メンバー等、特定の者に限定されている場合は、原則として公益目的事業とはなりません。ただし、機会が限定されている場合でも、例えば公益目的事業であるスポーツ大会の審判講習会等、他の公益目的事業に直接貢献するといった合理的な理由がある場合は、公益目的事業として扱える場合もあります。また適正な理由があり、受益の機会を特定多数に限定している場合は特定の多数に対する事業であっても公益目的事業と認められます。例えばわんぱく相撲は対象を小学校高学年男子と限定している事業ですが、日本 JC は公益目的事業として内閣府に申請しています。

(3) 参加者の数は関係あるのか？

→参加者が JC メンバーが大半で、一般参加者が少ない場合は、JC メンバー対象の事業とみなされ、公益目的事業とは認められないおそれがあります。計画段階で一般参加者を募る工夫を十分に検討してください。
専ら JC メンバー向けのアカデミー事業は公益目的事業と認められない可能性が高いので注意してください。

(4) 公益目的事業を行うにあたり、公募したところで一般参加者が少ないと思われるが？

→まずは多くの一般参加者が見込める広報活動を検討してください。実施しようとする事業が、参加者を限定している場合であっても、目的に照らし合理的な理由があれば公益目的事業と判定されます。

4. 6 専門性について

「専門家が適切に関与しているか」でいう「専門家」とは？

→事業の内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者をいいます。このチェックを行う趣旨は、事業目的を達成するための質が確保されているかを確認するため、必ずしも外部から専門家を招く必要はなく、事業を遂行するに当たって適切な関与ができるのであれば、JC メンバーでも専門家として位置づけることは可能です。

4. 7 費用について

(1) 広報費は公益目的事業の費用に該当するか？

→公益目的事業のための広報であれば、その広報費は公益目的事業のための費用となります。

(2) 印刷費用は公益目的事業の費用に該当するか？

→公益目的事業の実施において必要な印刷費用であれば、その印刷費用は公益も公的的事业のための費用となります。

(3) 事業に付随して行われる会議等は、当該事業の一環として扱えますか？

→例えば、公益目的事業に係る会議や事前準備等(例：公益目的事業と認められるセミナーに必要な企画を行う会議や事前準備等)に要する費用は、公益目的事業のための費用に含まれます。

(4) 飲食や懇親会費用は公益目的事業の費用に該当するか？

→一概には断定できませんが、一般の方が参加しないような飲食・懇親会は公益目的事業とすることは非常に難しくなります。一般の方も参加できるような物産展(たからいち形式)等を検討してください。
→懇親会等飲食を伴う事業においては、地域の魅力を発信する物産展形式にする等一般の方も参加できる「公益目的事業」としてください。また「公益目的事業」としない場合は、実行委員会を設置し預かり金による業者への直接支払いを行うことで、本会の会計を通さない運用(簿外処理)を行ってください。

なお、本会及び地区・ブロック協議会において公益目的のない懇親会等飲食を伴う事業をすることはできません(日本 JC の会計には計上できません)のでご注意ください。

※ 懇親会を簿外で行うときの注意点！

- ・預かり金処理方式か実行委員会方式(本会と切り離す)で行います。
- ・JC の領収書の発行はできません。

(5) 節約を心がけると支出が少ないのですが？

→無駄を省くという観点で節約は重要です。ただし、会費や登録金等が年度末に余剰金として残ることは公益社団法人(または一般社団法人)として望ましい運営ではありません。公益社団法人として民による公益を推進するためには、きちんと使い、その支出により最大限の効果を発揮することが求められます。したがって、節約意識が過剰になり小さな事業にならないよう、節約をもって他の支出に回すことでより大きな運動を展開することを心がける必要があります。

5. 資料の提出先及び担当者連絡先

5. 1 「公益目的事業審査シート」及び「議案書」の提出先

(1) 対象議案

公益目的事業全議案（予算の発生しないものは除く。他の議案と一体として公益性のあるものは含む）

(2) 提出期限

協議時及び審議時は、事前協議のために公益審査会の5日前の正午までに提出ください。

(3) 提出物

「公益目的事業審査シート」及び対象の「議案書」

（「公益目的事業審査シート」は7種ありますので、適したシートのみを選択・提出ください）

(4) 提出先

本会の事前協議及び公益審査会上程時の「公益目的事業審査シート」及び「議案書」の上程先は下記のとおりです。

＜上程票・アジェンダシステム＞

<https://ag.jaycee.or.jp/2026/>

(5) 公益審査会

審議時は公益目的事業全議案（予算の発生しないものは除く。他の議案と一体として公益性のあるものは含む。）について公益審査会を実施します。公益審査会当日は公益目的事業審査シートをご提出ください。

(6) 公益審査会出席者

議長・委員長、議案作成者（十分に議案を説明できる方が出席ください）

(7) その他

修正議案、補正議案、報告議案上程の際は、その都度公益目的事業審査シートの更新が必要となります。また、キャンセル料の支払いが公益目的支出に該当するどうかは、あらかじめ財政審査会議へ相談してください。

5. 2 担当者連絡先

公益社団法人日本青年会議所 総務グループ
2026年度 財政審査会議 総括幹事 進藤 貴聡
TEL:090-5384-5310

（統一基本運営マニュアル（データ版）-26 公益組織運営マニュアル参照）